

西ドイツとフランスにおける 中小企業政策の推移と問題

——中小企業政策国際比較の一環として——

大 沢 正

目 次

- I 西ドイツにおける中小企業政策の歴史と現在の問題
 - (1) ドイツにおける中小企業政策のはじめ
 - (2) ドイツ時代から西ドイツにかけての手工業政策の推移
 - (i) 資本主義初期の19世紀時代
 - (ii) 第1次大戦後、ナチス政権下における手工業政策
 - (iii) 第2次大戦後、西ドイツ共和国における手工業政策
 - (3) 中産階層としての中小企業に対する西ドイツの新政策
- II フランスにおける中小企業政策の発展と現在の問題
 - (1) フランスにおける中小企業政策発展の特異な地盤環境
 - (2) フランスにおける中小企業権益擁護運動の系譜
 - (i) パリ・コンミューンとフランスの中小企業
 - (ii) ブーランジェー事件とフランスの中小企業
 - (iii) プジャード党とフランスの中小企業
 - (iv) 成功のフランス計画経済と中小企業
 - (3) フランスの手工業に対する政策

I 西ドイツにおける中小企業政策の歴史と現在の問題

(1) ドイツにおける中小企業政策のはじめ

イギリスよりは約80年、フランスよりも約30年おくれた1850年頃から産業革命に入ったドイツは、対内的には封建経済時代からの農村工業、家内工業および都市手工業等の資本主義新産業体制への適合と、対外的には、先進イギリスからの貿易攻勢に対する自国産業保護の問題に直面した。その際、イギリスにおいて、産業革命の実践のなかから生れ、その新しい産業活動のなかで発展した自由主義経済思想をそのまま取り入れるには、ドイツの民族思想はかならずしも無条件でなかった。ドイツ経済思想の代表的地位を占めたリスト (Friedrich List 1789~1846) を通じてその間をみれば、おおよそつぎ⁽¹⁾ のようであった。

リストは、たえず一方では、古典学派がそのかくされた政治的要求をいかに本能的に理解しているかを嘆賞するとともに、他方では、ドイツの愛国者として、古典学派がイギリスの優越性を維持するための経済政策を、全世界の利益になるかのように主張した不遜な態度に対して怒りを感じないわけには行かなかった。かれはこの二つの極端の間に常に迷っていた。かれは古典学派が、国と国との経済力のちがいを故意に無視して、相互に対等の立場で自由に貿易を行なわせようとしたことを非難した。……いまだ実験的な段階にあり、市場と原料資源をさがし求めなければならない若い国の産業は、自由貿易の体制の下では、古い国の産業の競争によって圧倒されてしまうことがあり得る。……リストの要求したのは、この幼稚産業の生産物に対する『教育』関税 (“educational” tariff) であって、自然的に能率が高いというのではなく、ただ時間的に早く発展の緒についたというだけの産業の競争から、ある限られた期間だけ、この幼稚産業を保護しようとするのであった。

リストを中心に推進されたこの保護関税主義は、要約つぎ⁽²⁾ のような経過を経てドイツ近代経済国家の産業政策を、一種の中小企業保護育成基調を帯びて

確立させることになった。

1818年の関税改革は、自由貿易のイデオロギー一般推進者であるベルリンの高級官僚と穀物を輸出する東部プロイセンの地主との利益の結合から生れたものであり、両者の合作であった。その措置により、低賃金以外に有力な武器をもたぬプロイセンの諸工業は、いわば裸一貫で世界市場での競争にのりださねばならなかった。……しかしこのプロイセンの関税政策に対して、西ドイツの産業資本家や商人は、プロイセンよりも高い全独保護関税を標語として、リストの指導下にドイツ商工業同盟 (Deutsch Handels und Gewerbsverein) を形成してこれに対抗しようとした。……このような対立を含みながらも、ともかく地方的関税同盟の結合の過程が進行し、1834年の関税同盟により、人口23.5百万人をうって一丸とする統一的経済領域がつけられ、ここで従来に比をみない規模での工業化が進められることになった。……そのためには、まず国内的経済領域の統一、つまり貨幣、為替、度量衡、交通制度等の統一と対内関税の撤廃が必要であった。……そしてようやく成立した産業ブルジョアジーと都市の労働者層を主体として三月革命が遂行され、各種のブルジョア産業が改めて実現された。こうしてドイツはほぼ1850年代以後、産業資本主義の段階に入ったのである。

しかし、ドイツにおける産業革命の成果もまた、イギリス、フランスと同様にブルジョア革命にみる近代産業国家建設において実現されたので、ブルジョア以外の労働者階級および家内工業、手工業者階級等の低所得階層の近代経済国家への適応促進は、最も困難な問題として提示された。労働者階級問題については、最初カール・マルクス (Heinrich Kare Marx 1818~1883) の労働者階級闘争論の注入もあったが、漸次、その穏健派のラッサール (Ferdinand Lassalle 1825~1864) を中心とする1813年全ドイツ労働同盟等による労働組合理論にその方向を一応定着した。一方、家内工業、手工業等の新産業秩序からの圧迫または疎外される層の問題については、1800年代初期におけるライプティヒ (Friedrich Wilhelm Raiffeisen 1818~1888) およびシュルツェデーリッチ (Franz Hermann Schultze-Delitich 1808~1883) による協同組合組織の方策

が唱導された。

すなわち、もと町長の職にあったライファイゼンが、1846～47年にかけてその町でパン焼工場をもって消費組合を設立し成功した経験は、かれの熱心な指導のもとに「ライファイゼン式協同組合」として全ドイツに普及した。一方、デーリッチは、つぎ⁽³⁾のように「シュルツェー・デーリッチ式信用組合」として、おもに都市中小商工業者の組織として、全ドイツにはもとより、ヨーロッパ各国にも普及した。

(i) 1848年、第1回普魯西国民議会にデーリッチ町より選出され、議会頭初の演説によって認められて、部会（議会における部会特に労働問題審議会委員会）の委員長に推挙せられる。これより中央左党に籍を置き、ベルグ・ロードベルタスとの親交を結ぶ。かくて労働問題の研究を重ね、労働者の共同経営事業を発案し、デーリッチ町に小職工、労働者及び其家族の為共済組合を創設し、更に指物師、靴工、裁縫師の原料共同購入、共同販売店を試み、遂に独逸信用組合の嚆矢を作るにいたった。

(ii) 元判事シュルツェーは、1840年代細民経済上の所遇を詳察し、当時営業の自由に抗して国家の保護を熱望せる手工業者団体の意見及び中央結集的社会党論を撲滅せんと欲し、中産以下人民の自助自立の精神を発揮し其能力を発達せしむる目的を以て1849年より50年の間、組合を其郷里たる「デーリッチ」町に創設したり。

この両者の派の間には、農村主義信用組合と都市主義信用組合との基調の相違から多少の抗争もあったが、ともに政府に対して組合制度の法制化と国の保護を求める運動に進み、1859年にはワイマールでシュルツェー派の組合大会が開催され、翌1860年にはその全国ドイツ産業組合中央会が結成された。一方、1859年にプロシヤはウィルヘルム大帝の即位により国勢が大きく進展し、資本主義化にそって諸制度、諸政策の急激な整備のなかで、ついに1867年3月にプロシヤ帝国産業組合法が制定された。翌1868年に、資本主義の確立を告げる営業自由の大原則を定めた営業法が制定された際に、果然、1867年産業組合制度の性格が問題となり、営業法制定の翌月に「独逸の営利的及び経済的産業組合法

の私法的地位に関する法律」が、「組合員の定数を限らざる結社にして、共同経営に由り組合員の信用、営利若くは経済の発達を目的とするもの」⁽⁴⁾という定義づけで始まる、資本主義制度に妥合する諸調整を内容として制定された。すなわち、共同経営、平等の権利、純粹の自助のほかには国家の保護助成、中間利潤の排除、あるいは一種のカルテル行為、営利性等が、株式会社等の資本主義企業体制度のチャンピオンとはちがひ、どの程度までその特異性を認められるべきかについて、リーフマン (Liefmann)、ヤコブ (Jacobe)、ハンスミュラー (Hans Müller)、ゾンバルト (Sombart) などによって大きく論じられながら、産業組合は、資本主義下の中小企業新組織体としてその機構を制度的に獲得した。

新産業組合法の定める組合は、小資産農工商業およびその他の庶民に、規模経済の利益をえさせるすべての組織を含むような7種の協同組合で、さすがにそのうち実際には信用組合が多かったが、1887年2月3日現在でつぎ⁽⁵⁾のような内訳であった。また、1884年で信用組合の内訳は⁽⁶⁾つぎのとおりであった。

1887年ドイツ産業組合の内訳

信用組合	2,200
消費組合	712
建築組合	35
販売組合	230
原料購入組合〔農業上〕	688
同上〔工業上〕	139
生産組合〔農業上〕	532
同上〔工業上〕	146

1884年ドイツ信用組合員数の内訳

(1884年組合中央部約901組合の調査報告)

独立の農民・園芸師・山林業・漁業者	98,548人
上記諸業家の助手及びその労働者	12,359
鉱業・工業及び建築業者	13,793

独立の手工業者	117,765
工業・鉱山業の労働者及び手工業者の助手	19,153
独立の商人及び行商人	37,854
商家の手代及びその他商業上の助手	2,883
運送業・船舶所有者・旅店, 酒店営業者	19,958
郵書配達人・鉄道通信郵便の下役人・鉄道労働者・ 独立せざる船舶乗組員及び給仕人	7,776
奉公人及び雇人	4,003
医師・薬種商・教師・技術家・著述家並びに寺院, 国家町村の官吏	25,939
財産家・恩給を受くる者その他無業者	30,421
合 計	390,452

これらの統計のうち第2の信用組合組合員内訳の第4に名を出している「手工業者」については特別な配慮が加えられた。

(2) ドイツ時代から西ドイツにかけての手工業政策の推移

(i) 資本主義初期の19世紀時代

中世紀以来、ヨーロッパ諸国において「手工業者」として発達していた職業層は、ドイツにおいてもツunft (Zunft) と呼ばれる組織のもとに、都市自治体当局等から地域内生産・取引について相当程度の自治的な独占権と団体内統制権 (産業裁判権すら含み) を、いわゆるツunft強制 (Zunftzwang) の名で与えられていた。それが、自由主義原理に立つ近代経済国家になるにおよんで、象徴である新営業法の制定によってそれらの特権は失われ、新しい産業組合に各自加入するほかなくなった。しかし多くの手工業者は、新組合のうちの信用組合にはある程度加入することはできたが、従来の独占的および統制的特権を全く捨てて生産、販売、購入等の協同組合に新たに参加することは好まなかった。約900の信用組合の組合員調査において、その総数のなか約30%をこえる117,765名を数える手工業者に、信用組合未加入の全国全手工業者を加えるならばばう大な数に達したが、それらは多く、旧来の独自の組織体維持を希望し

た。ここにおいて新帝国はその安定した新国家維持のため妥協策として、1881年、別種の同業組合制度をつくり、それは公法上の団体として、徒弟の監督権が与えられた。1897年、さらに親方試験の設定、手工業会議所の設置および強制加入制度の特別承認等が定められ、それらはすべて営業法の例外を認める立法として行なわれた。

1810年代からのドイツ資本主義経済の進展は、その当初に中小企業者のために設けた産業組合制度および、とくに手工業者のために設けた新同業組合制度の力にもかかわらず、つぎ⁽⁷⁾のように小規模企業の衰退を生じさせた。

① 1875～1882年

従業者「1～5人」層の構成比は、97.4%から95.8%へ減少（就業者数で61.9%から55.1%へ減少）。

「6～50人」層は、2.3%から3.7%（就業者数で15.2%から18.7%へ）へ増大。

「51人以上」層は、0.4%から0.5%（就業者数で23.6%から26.2%へ）へ増大。

② 1882～1895年

「1～5人」は、8.9%（就業者数2.5%）減少。

「6～50人」は、64%（就業者数71.5%）増加。

「51人以上」は、大企業が47%（就業者数87%）増加。

③ 1882～1895年「1～5人」層の業種別増減

増加せるもの＝機械・器具装置・化学工業・製紙・皮革・皮革製品・食料品・嗜好品・建築業・印刷・美術工芸

減少せるもの＝採鉱・精練・製塩・泥炭・土石業・金属加工・林業副産物・発光体・石鹼・油脂・ニス・維織工業・木材・木彫品工業・被服工業・洗濯業

このような小規模企業衰退の傾向については、ドイツ社会政策学会（1873年創立）等を中心にしてつぎ⁽⁸⁾のように維持擁護論と衰退必然論がたたかわされ、それは、世界の中小企業論にまで多くの影響を与えた。

〔維持擁護論〕

ヘルトは、一方に於て家内工業に於ける「資本の征覇」を承認するととも

に、他方では家内労働に就て、家族生活の統一性、その自由、労働時間並びに方法に対する自己決定権等を挙げ、シュモラーと同様その「倫理的特質」を強調した。(Adolf Held, *Zwei Bücher zur Sozialen Geschichte Englands*. Leipzig 1881, S. 671 ff.)……尚歴史学派の創設者ロツシャーも工場労働に対する家内工業の特徴を「破壊せられざる家庭生活」に求めたのである。(Roscher, *National-ökonomie des Gewerbefleitzes*, 1881, S. 544)

〔衰退必然観〕

家内工業の斯る「倫理的」注釈は九十年代に入ってゾムバルトの徹底的な批判を被ったのである。ゾムバルトは1891年の著名な論文「独逸に於ける家内工業」に於て、家内工業が「数十年誤れる理解の下に立っていた」ことを指摘する。……彼はその論文の結論に於て家内工業に対し次の如き総括的裁判を下した。「それは技術的にマヌファクチュア及び工場経営に劣っており、国民経済的に何等緊要な職能を尽さないのみならず、国民経済に対して限らない危険を醸し出している。それは社会的弊害に充ち充ちており、労働者階級にとって貧困と苦悩の病源地である。家内工業はその罪を問われることになる。我々がそれに下す判決は『有罪』である。(Sombart, a. a. O., S. 156) ……又アルフレッド・ウェーバーは1900年、ベルリン大学の就任演説に於て同様な立場を宣言した。彼にとって家内労働は「価値少なく且つ全然単純な」労働であり、国民経済的に何等保存の理由なきものであった。(それが輸出産業である限り単に自国労働の海外への消失に過ぎないとせられた。)(Alfred Weber, *Die Volkswirtschaftliche Aufgabe der Hausindustrie*. Schmoller's Jahrbuch. 1901, SS. 40~5) またヴィルブラントにとっても家内工業とは「国民の身体にとっての慢性的な、腐敗的な疾病」であった。それ故、「国民経済的に見て家内労働は大体に於て手工業と工場との中間に存在する所の可及的速かに克服せらるべき過渡状態である。家内労働が工場に取って代わられることは結局に於て我産業の競争能力及び輸出能力の確立と上昇を意味する。(R. Wilbrand, *Heimarbeit und Volkswirtschaft*, "Soziale Praxis" 1925, Sp. 356)。

このようにしてドイツは、19世紀の後期から20世紀の初頭にかけて資本主義の興の波をむかえ、そのなかで中小企業問題もある程度考慮し、手工業に対する対策にも若干着手した。しかし、それは主として思想界、学界の問題にとどまり、実際の経済政策はドイツ帝国の躍進の名のもとに、むしろ帝国主義ともみえる積極主義をもって外部に発展していった。そしてそれはついに第1次大戦への突入となった。

(ii) 第1次大戦後、ナチス政権下における手工業政策

戦後の敗戦国ドイツは、アメリカを中心とする列強の経済管理と、また経済援助のもとに社会民主党政権に代ったが、しだいにナチス党の台頭があらわれた。それから15年の歳月を経てナチス党が政権の座についたその年、ナチス政府が着手した一つの政策に、「ドイツ手工業者臨時組織法」(Gesetz über den Vorläufigen Aufbau des Deutschen Handwerks)があった。それは、「親方」制度を中心とする、最もドイツ的な、長い統制機能的伝統に着目し、農民のそれとともに新国家の統制主義の地盤としてみいだされたものであった。その「臨時組織法」を中心に、ナチス政権下の手工業者の戦時的経済動員の概況は、要約つぎ⁽⁹⁾のようであった。

本法によって連邦経済大臣並に労働大臣は手工業者に対し、組合を組織せしめる権限が附与せられ、従来のドイツ産業規定によって政府に与えられた権限は経済大臣に帰することになり、ドイツ手工業の公法上及其他の職業団体・従業員団体は経済大臣の要求に従って本法施行に助力しなければならぬ事となった。更に昨年6月15日に公布せられた臨時組織法第一命令に基づいて手工業者の団体として手工業者組合(Handwerks innungen)、郡手工業者協議会(Kreishandwerkerschaften)、手工業会議所(Handwerkskammer)等が組織され、手工業における親方—職人—徒弟間の共同精神の涵養、従業者の技術的、職業的、道徳的教育の促進、職人検査の施行、業者間の統制等が企図せられ、これらの団体を中心として手工業統制が促進されることになった。昨年2月発布せられたドイツ産業統制法に於いては統制部門12の中の1つとして手工業の存するのを見てもナチス政府がドイツ手工業の復興に如何に尽

力しているかが察せられるのであるが、同じく昨年11月に発布せられた産業統制法第1命令によって産業統制法に基づく手工業部門と手工業者団体たる手工業者組合、郡手工業者協議会、手工業会議所との関係が明瞭ならしめられた。……右の他手工業者の組織としてはナチスの中にナチス商工業組織、労働戦線の中にドイツ手工業、商工業同盟（GHG）があり、国民社会主義運動と手工業者との連絡が図られているのである。

最近の報告によれば、郡手工業者協議会の数720、手工業会議所は14,635、同職員67,000名とのことであり、又ドイツ労働戦線機関紙「ドイッチェ」は近年のドイツ手工業に於ける職人数及取引額に就いて、

年度	職人数 (千人)	取引額 (百万ライヒ) (ス・マルク)
1926	1,500	20,100
1931	900	14,000
1932	770	11,000
1934	1,300	15,000

と報じているところを見ると、ナチス手工業対策は少なくとも表面的には成功しつつあるものと推察せられ得るのである。……手工業臨時組織法発布後の第1回全ドイツ手工業者大会……の席上、国立銀行総裁シャハトは経済大臣の資格においてドイツ手工業に対する興味ある見解を發表した。即ちシャハトはドイツ手工業の近代に於ける歴史的変遷を論じ、ドイツ経済の発展、それに伴う経済構造の変化が現在に於いてはドイツ手工業に対し、その昔時の華々しさを喪失せしめたるも、しかし乍ら最近に於ける優良なる製品に対する需要の高揚、熟練せる技術職人の要望は再びドイツ手工業に対し新しき任務を課し、国民社会主義政府の成立とともにこの課題は遂行せられ、ヒットラーの「手工業及手仕事は道德的ならびに経済的に価値あるものとして保護せられねばならぬ」との言の如く国民社会主義は、独立製作者たる責任感の強き手工業者を再びドイツ経済の中心に復帰せしめん事に尽力したるものであり、手工業臨時組織法の法的保護の下に手工業者が自己の団体を組織し、互いに協力し、発展することを得るに至りたるを述べ、更にシャハトは

ドイツ政府の手工業者に対する保護政策として「新商店設立禁止令」、「百貨店制限令」、「黒色労働撲滅方針」、「住宅営業所設立補助金交付」、「冬期救済事業」、「新租税法案」、「結婚奨励貸付金制度」等を挙げ……

ナチス政権下におけるドイツ手工業群はこのように、その社会経済層としての地位を往時のそれに似たような重大さをとりもどし、準戦時時代から戦時経済時代化にかけて機能を発揮させられた。しかしそれは、経済の合理性にしたがった経済進展にもとづく構造計画ではなく、主として戦時経済的構造政策であった。両国組織の間には、歴史的な手工業組合に対し、歴史的には比較的新しい工業組合、商業組合という差異はあったが、それは、同じく戦時的産業構造の必要下にあった日本の中小企業組合の戦時的統制組織化のモデルになった。したがってまた、その戦時経済政策においてこのように中小企業までをも統制的に組織強化する態度をとる必要を感じなかった欧米先進国からは、たとえばつぎのように、ドイツの手工業者臨時組織法政策などは、経済の合理性にもとづく進展というよりは、むしろそれに逆行する、中小企業者の反動的なヒステリックを利用した一つの反動政策のあらわれであるがごとくに批判もされた。

しかし、かれらは物事を直ちに、かつ、完全に正しくしようとする過激な行動に対する一種のあこがれによって極端な反民主主義的運動に転ずるといふ、より大きな危険がある。フランスにおける右翼ブジード党、イタリアにおける新ファシスト、ドイツにおけるナチ運動およびアメリカにおけるマッカッシーズムなどが小企業者から支持されていることは意外なことではない。(The American Small Businessman by J. Bunzell)

しかし、第1回「全ドイツ手工業者大会」における演説でナチの国立銀行総裁シャハトが、「最近における優良なる製品に対する需要の高揚、熟練せる技術職人の要望は再びドイツ手工業に対し新しき任務を課し」といふ、経済進展に即応した、手工業者に対する一種の「近代化」要請の政策基調は、戦時経済下にあるといふなどを問わず、これまでドイツが鋭意維持保護してきた、古い歴史的な性格の手工業を、新しい経済の進展に適合させる発展史的政策態度を意味

するものとして注目すべきものがあった。

ナチ政府はさらに1935年には、手工業の独立経営を行なうには親方試験に合格することを必要とする「大資格証明制度」を実施し、一方、1939年には独立手工業者の「養老年金制度」を実施する等⁴⁰、その近代化につとめた。しかし、ちょうどその年の1939年にドイツは2度目の世界大戦にみずから突入した。

(iii) 第2次大戦後、西ドイツ共和国における手工業政策

1945年の終戦から8年目に西ドイツは、新たに「手工業秩序法」(Handwerk-sordnung)を制定して、ドイツ国家以来の手工業を、その営業法の特別条項形式からも、またナチ政権下の臨時組織法からもはずして、固有立法で規制と保護を加えた。

西ドイツ手工業秩序法は、5編、16章、125条の構成で、ナチ政権時代の関係10法律をその付則で廃止したものであるが、たとえばつぎの⁴¹第1条だけについてみても、長い歴史的事実の上に発展してきた「手工業」という社会経済層を、一つの法律だけで規定し尽されない点が残されていることがまぬがれなかった。

- (1) 定置営業としての手工業の独立経営は、「手工業名簿」(Handwerksrolle)に登録された自然人及び法人(独立手工業 Selbständige Handwerks)のみに許される。
- (2) 工業は、それが手工業的に経営されかつこの法律の付表Aに掲げられてある工業の一に属するときにはこの法律の意義における手工業経営である。

すなわち、この法律の適用を受けるいわゆる「手工業」は、手工業名簿に登録されること、および本法の付表Aに掲げられる工業に属するものであることは明らかに定められているが、その「手工業的に経営され」とある場合の「手工業的に」の定義は法条のなかに定義がなく、それは、「手工業の技術的及び経済的進歩を考慮して判例及び学説において承認される特徴によって行なわれるといわなければならない」⁴²実情であった。第2に、手工業に要求される「独

立経営」の性格規定であり、金属加工、自動車部品、写真機、電気機械器具等、手工業の熟練技術による大企業の下請形態が、さらに大企業からの資本、技術等の援助を受けて近代化をはかろうとする場合、「手工業」の「独立経営」的条件を失うかどうかの問題を含んでいた。また、「デパートや大商店の既成服を下請して、かれらはさらにこれを多数の家内労働者や内職婦人に再下請せしめる中間親方 (Zwischen Meister) 制度の最近の発生は、手工業者が痛烈に非難する対象となっている。」⁽⁴³⁾といわれる、いわゆる「中間親方」も、直接生産する手工業者と重複して「手工業者」であるかどうかの問題もある。

しかし、戦後の西ドイツにおいて1953年に手工業秩序法を制定しなければならない必要がいくつかあった。第1は、いうまでもなく戦後の経済民主化の要請であった。すなわち、西ドイツの戦後復興は予想外に速やかで、しかも、戦災被害が案外に比較的軽かった大企業が戦後経済復興の中核となって復興したこの国において、復興がようやく曙光がみえた段階では当然に取り組むべき課題は中小企業政策の基本確立であり、その第一着手としての、ドイツ伝統の手工業の新秩序法策定であった。第2は、戦前の営業法特例としての手工業の地位、あるいはナチス手工業臨時組織法崩壊後の手工業の動向が、戦後当分の間支配的であった連合軍占領軍の方針の異なるに従いつぎ⁽⁴⁴⁾のように区々で、手工業者はその帰すうに迷いがちであったことである。

他面手工業法は占領軍政府の法律及び連邦法律並びにアメリカ占領軍の指令によって影響を受けた。親方試験に及第したことに基づいて手工業者名簿に登録されることによって獲得した在来の独立した手工業を営む資格——いわゆる大資格証明——は、イギリス占領地域諸邦及びフランス占領地域の一部では新法規命令によって承認されたが、アメリカ占領地域においては営業自由の導入とともに消滅した。手工業の団体もまた様々に規制された。イギリス及びアメリカ占領地域の諸邦では同業組合的自由意思による組合員制に根拠したが、フランス地域の一部においてはそれは改めて手工業者の加入義務を伴うものとして導入された。

しかし、この2点より以上に切実に必要が感じられたのは、東西両ドイツ分

離により東ドイツに分れたドイツ手工業者およびその従業員の、あいつぐ西ドイツ流入を受け入れる組織体制づくりであった。東ドイツにおける手工業者は、「手工業組合」としてその社会主義統制経済の一環に組み入れられ、組合に組織されない個別手工業者は小零細規模のまま、しかも依然社会主義統制経済に準ずる経済体としてのみ認められたので、その発展性に失望して西ドイツに種々な方法で流入する手工業者とその従業員が多かった。ドイツが第2次大戦に突入した1939年に156万7,700、従業員524万人の手工業者は、戦後東西両ドイツに分離した結果、事業所数で50.5%対49.5%、従業員数で49.7%対50.3%の割合で西ドイツと東ドイツにわかれた。しかし、その後東ドイツからの西ドイツへの手工業者、従業員が難民等の形で多く流入したことは、西ドイツが手工業秩序法を制定した年から3年目の1956年には西ドイツの手工業が、事業所数で39,000減少、従業員数で101万8,000人⁴⁰の増加を示したことでよく立証された。すなわち、終戦分離時には事業所数で東ドイツを上回り、従業員数で下回り、結果としてその小零細規模性を示していた西ドイツの手工業は、新秩序法が比較的進歩的な発展性を認めたので、わずかながらではあるがその規模を、東ドイツからの流入手工業従業員等を吸収して大に拡大したためであった（戦前のドイツ手工業平均従業員数が1939年で3.3人であり、戦後の1949年の西ドイツ下の手工業でも3.5人であったものが、秩序法施行後の1956年には5人、1964年には5.3人に漸増）。

1953年の西ドイツの手工業秩序法は、ドイツで長い歴史をもつ手工業についてその要点を、(1)職人の訓練 (2)その試験 (3)親方試験 (4)その称号の使用 (5)手工業名簿の登録 (6)手工業証書 (7)手工業団体と手工業会議所等について規定し、手工業界の近代経済下における業界整備を確立し、伝統的な修練技術の向上を確保し、さらに金融施策等における手工業の地位、定義によるべき基準、方針を与えた。

1953年手工業秩序法はついで改正が行なわれたが、それはつぎ⁴⁰のように、さらに開放化を進めて手工業の近代化に道を開いた。

① 秩序法の示す業種にはすべて親方が専業であるが、2以上の業について

- 行なうときは新しい業種につき親方を置きたり親方資格をとる必要はなく、一親方のもとで「兼業」として認める。
- ② 指定業種以外の業を兼営することも、経済大臣が「手工業に近い関連を有する事業」は「関連業種」として認める。
 - ③ 親方試験合格の例外的高等行政庁承認を、「完全手工業についての知識と熟練」から「部分的手工業の知識と熟練」に緩和する。
 - ④ 親方資格試験には、「ドイツ国籍」を、例外的に「EEC加盟国国籍者」に拡大する。
 - ⑤ 親方死亡後の継承親方制の期間を1年以内から延長する。
 - ⑥ 秩序法別表Aの手工業に属する業種のほかに別表B表を掲げ、「手工業に類似した経営形態によって経営されている営業」すなわち、「手工業類似経営業」(Handwerksähnliches Gewerbe)として、親方資格による経営でなくても、手工業会議所の管轄に属させたりえ、本法による手工業に対する各種援助施策の適用を与える。

この手工業秩序法改正は、「まず改正の口火をきったのは、1962年に着手し、翌63年7月に完成発表されたドイツ手工業中央会の改正要綱である。この要綱にそって、連邦議会の中産階級問題小委員会は1964年から65年にかけて幾多の審議を重ねた。」⁽⁴⁷⁾とあるように、その着想、運動は、手工業者自身の組織からの自発的なものであった。伝統の手工業者が、秩序法により戦後の基盤をえて発展、成長した途上において、みずから痛切に感じたことは、これまでの封鎖的になりがちな手工業態勢では、多角的に拡大する経済、企業活動におくれをとる一方に追いこまれるという懸念であった。手工業の、一般中小工業への発展こそが問題打開の最大の道であると悟った西ドイツ手工業界が、秩序法にまず、手工業の封鎖的性格の親方専業制や、業種限定制に改正を求めたのは必然であった。しかし、手工業界の積極的な改正希望にもまして、一方でその希望を受けた西ドイツの連邦議会には、その中産階級問題小委員会の名が暗示するように、手工業をも含めての中小企業全体の戦後、とくに経済復興から経済発展過程における西ドイツの根本的な政策樹立の気構への存在が注目されな

ればならない。

(3) 中産階級としての中小企業に対する西ドイツの新政策

西ドイツの経済復興は初め、アメリカの各種経済援助資金をもとに行なわれ、大企業を中核とする基幹産業を主体として進められたが、敗戦からの復興として当然に、避難民、戦災企業、手工業者、その他多くの中小製造業、卸売業、小売業、ホテル業等に対する救済的金融措置、税制措置等も行なわれた。ドイツが戦前からヨーロッパの先駆、母体とさえなった信用組合が各地に復活した。組合事業には、1950年、新たにドイツ中央協同組合金庫（Deutsche Zentral-Genossenschaftskasse）の中央機関組織をも、8割以上の政府出資をえて各地中小企業組合員の金融にこたえた。古い戦前からの貯蓄金庫（Sparkasse）も復興し、中小企業専門金融機関とはいえないが（1959年末の預金者構成比で中小企業は13%⁽⁹⁾）、貯蓄に応じて中小企業の方となった。また政府による各種公共資金の中小企業むけ投入が⁽¹⁰⁾のように行なわれた。

- ① アメリカ投資援助法における貸付収益を資金とする中小企業むけ長期貸付（貸付先は、各種中小企業94.1%，手工業者5.9%）
- ② ガリオア援助資金（同上89.6%，10.4%）
- ③ MSA資金及び世界開発復興銀行資金等（同上91%，9%）
- ④ 政府予算による資金（同上69.7%，30.3%）
- ⑤ 一般保険金，年金，失業保険金の資金（同上90.6%，9.4%）

これらは当初、避難民、手工業者、その他中小企業の救済対策的金融が多かった。しかし、全体的に経済復興が進むにつれて金融の基調は、政府資金関係においても、中小企業等といえども復興経済に適合する合理化にむかうことを条件とする金融に指向するようになった。「避難民の営む企業への貸付」、「戦災企業への貸付」、「東ドイツとの境域、干拓地域及びザール境界地帯にある手工業者（または企業）への貸付」からしだいに、「生産性向上貸付資金」、「工業用排水設備のための貸付」、「国外支店設置のための費用貸付」等の前向きな姿勢に変わっていった。

第2次大戦後のヨーロッパに対するマァーシャル・プラン等による経済援助

についてアメリカは、援助各国に対していわゆる生産性向上運動を勧奨していた。これに対し西ドイツは、アメリカの経済援助を最も多く受けながらも、すでに戦前の1921年に「ドイツ経済合理化管理センター」(Rationalisierungs—Kuratorium Senter der Deutschen Wirtschaft—RKW)を設定した自負は、ヨーロッパ各国と同じように設置された「生産性本部」にもまだRKWの名称を続けているほどであった。このRKWはまた進んでOEEC, EPA, CIOSからアメリカのICAにまで西ドイツの産業生産性の問題を接触させ、つぎ²⁰のように国際生産性向上運動の重要な一環となった。

殆んどすべてのセンターはOEC理事会の勧告によりその成立をみた。OECC生産性運営委員会は1950年5月に設けられたもので、何れのセンターよりも古く、その主要目的は各国に生産性研究機関を設けたことであった。その後この運営委員会は生産性応用研究委員会の保護の下に活動している。小委員会はヨーロッパのすべてのセンターの代表者、若しくは代表者がいない場合には政府により適任と認められた者によって編成されている。

したがって、戦後の各国中小企業金融政策中、公共資金貸付等での融資条件、体制で西ドイツのそれが最も適切ですぐれていると同時に、それが産業合理化融資でなければならないという条件でも最もきびしいのが西ドイツであると一般にいわれた。金融政策のほかに、中小企業組織化政策としてこの国で手工業秩序法が誕生したのもこのような、企業合理化主義的な中小企業政策基調のなかにおいてであった。それはまた、中小企業に対する種々の租税特別措置においても同様であった。このようにして、戦後の西ドイツにおける中小企業政策の一般的基調は、企業合理化に見い出されるということができた。しかし、西ドイツは、その中小企業政策の基調をひたすら企業合理化、産業構造高度化の方向に求めつづけたのではなかった。高度成長経済における労働力不足の大きな問題を、労働に代替する機械設備増強で補填させるための近代化設備投資政策をひたすら推進しつづけることはしなかった。もとより西ドイツでも高度成長経済は持続されており、そのための中小企業近代化政策が必要とされている。しかし、奇蹟の復興から世界屈指の経済先進国への成長をもたらした経

済発展を背景として、改めて国内経済の根本的な充実に目をむけて、この機会に、手工業その他の中小企業を含む社会経済階層の徹底的な実態究明と、その上に立つ政策の総点検をくわだてようとするにいたった。それは、連邦議会による、連邦政府に対する画期的な「中産階級実態調査の要請」にもとづく実態調査とその「考察と提案」のなかに見いだされる。

1960年7月に西ドイツ連邦議会は、社会民主党提案による中産階級問題起草委員会の設置と、連邦政府に対する中産階級実態調査をつぎ²⁴⁾のように要請した。

連邦議会は連邦政府に対し、手工業、商業、その他の営業分野と自由業における自家営業者、およびその下で働いている労働者の社会・経済状態に関する包括的な報告を提示するよう求める。その報告はとくに以下の問題をふくまねばならない。(1)経済構造と企業構造 (2)企業資産構造、資本構造、販売構造、収益構造および所得構造 (3)年令構造と出身層(教育歴による) (4)職業選択、職業教育及び職業訓練の可能性 (5)老年保険の可能性と現実の老年者への配慮 (6)労働者の社会的状態と労働条件 (7)租税負担と社会保障負担 (8)売上に対する労働コスト、投下エネルギーおよび事実上のエネルギー支出の割合。

右の各項については、いずれも上記中産階層の状態と他の住民層および個別経済分野の大企業の状態とを比較考察すること。そしてその際、今日もっぱら賃金と俸給を基準にして配分されている社会保障諸負担を、労働集約的企業に有利なように変更する可能性があるかどうか、またその方法如何を検討することを求める。そのほか報告には次の問題に関する提案がもらなければならない。

- (1) 企業の合理化と近代化による競争力強化。
- (2) 市場支配力ある企業に対する規制強化による、競争の可能性を保障すること。
- (3) 恣意的に競争上の不利益を与える課税(売上税や営業税の場合のごとく)を避けるため、税法のより公正な制定。

(4) かなりの条件で十分な信用の供与。

(5) 独立生産者の老年保障。

連邦議会からのこの要請に応じて行なった西ドイツ連邦政府の調査中間報告は、要約²⁴つぎのとおりであった。

① 報告書はまず冒頭に、「この報告はまとまった中産層計画の基礎となるべきものである。「中間層」(mittelichten) という概念についての全面的かつ一般に認められた定義はまだみつからない。この言葉は従来手工業、商業、工業と農業における中小の独立業者と自由業者を包括するものとして使用されており、その最も重要な経済的メルクマールは、その独立性、その経営の規模が制限されていることと、その経営で直接労働に従事することである。近代経済社会の発展と経済・行政の管理機能の増大とともに、以上の独立的中間層とは別の「新中間層」(職員や官吏)が現れた。だが本報告では、中間層を全体として包括する報告ではなく、手工業、商業、その他の営業分野と、自由業における自家営業者とその企業で働いている労働者の社会的、経済的状态に関する報告に限定する。報告の主眼は従って自家営業の中産層と独立自由業者である。

② 報告書はこのような建前のもとで、㊶手工業㊷中小工業(産業)㊸中小商業及び中小サービス業(商業・飲食業および旅館業)㊹中小交通業㊺その他の中小企業および㊻自由業についてまず、その「企業の状態」を企業数、従業員および売上高(または企業所得)を中心として統計を用いて分析している。

(A)手工業(1956年手工業統計調査によれば、原則として従業員5人未満が全体の74.6%、例外的にそれ以上が25.4%、全体で731,928経営)(B)零細企業(従業員なしか、または1人)(C)大企業でない、従業員500人未満の3グループに分けての分析は、データの制約もあって計画どおりには観察されていない憾み大きい。また、企業数の動向と、従業員および適合産業分類分野での売上高、所得高との相関関係も、かならずしも適切な分析ではない。しかし、これらのぼう大で複雑ないわゆる経済中間層に対し、はじめて計画的

な経済分析のメスを入れている点は認められる。

- ③ これら各産業層における「被傭者の社会的状態および労働事情」を調査するとともに、これに3つの面の分析を加えている。その第1は「職業選択、職業教育、職業訓練の可能性」であり、その第2は、「老年保護の可能性と事実上の老年者への配慮」であり、第3は「賃金費用、エネルギー設備および事実上のエネルギー消費の売上高に対する比率」である。結論として報告書は、つぎのように、第3の「賃金費用、エネルギー、売上高」の分析については、「工業および手工業の総平均割合の考察で目立つことは、手工業が全体的に工業よりも多少低い賃金集約度を示していることである。更に、工業および手工業の賃金集約性が部門毎に法外な程ひどく相異していることが確認される。その限りにおいては工業全体と手工業全体との比較は言うべき価値をもっていない。個々の産業部門、個々の手工業部門の平均的な数字を比較してみても十分ではない。むしろ、個々の部門について、小企業、中企業、大企業の賃金集約性が調査され且つ対比されなくてはならないであろう。現在のところ、現存する統計資料にもとづく限りでは、手工業についてのみ可能である。……統計資料の欠如の故に、現在のところでは、個々の部門、種々の売上規模、企業規模のいずれについても、マルクで評価されたエネルギー消費と売上高との関係を求めることは出来ない。」と、課題を今後に残している。

このように、この調査報告（「西ドイツ中産層の状態に関する連邦政府の報告」——1960.7.13.ボン—連邦経済省II Mwi——2806/60）の中小企業分析は、たとえば日本のように、その対外国際経済力強化のための近代化・高度化政策の基礎資料として、あらゆる官民の調査データにつとめ、これを駆使して、生産性、賃金上昇率の効果度、成長産業分野、衰退産業分野等の究明に相当すぐれた調査分析の段階に進んでいるのに比較すれば、それは一種の中間報告的段階にある理由にもよるが、相当不徹底の憾みをまぬがれない。しかし、それがまたこの西ドイツ中産層実態調査報告の特色でもある。この報告の主目的は、中小企業の近代化・高度化を最大の目標とする政策の基礎データとするものでなく、むしろ

ろ、社会経済層の一つとしての中産層を西ドイツ発展経済の新しい経済層政策樹立の基礎資料とするものであった。すなわち、そこには、日本の近代化政策の高度化最優先主義的な基調ではなく、「老年保護、租税負担、社会的負担」等に関する社会保障的観点も並行的に大きな座を占めていた。

それでは一体、連邦議会からの要請にもとづく西ドイツ連邦政府の「中間層としての中小企業の状態に関する調査報告」中間発表は、結論としてどのような実態認識にもとづく、どのような政策樹立基調を示しているであろうか。それは、本報告の続く第2部「考察と提案」と題するつぎの部分によって示されている。(第1部は、既述の内容構成による「自家営業者とその企業及びそれに従事する労働者の状態に関する報告」)

第1篇 報告に対する考察と注釈

第2篇 連邦政府の政策における産業的中産層と自由業者への配慮に対する考察と提案

- (A) 合理化と近代化による中小企業の競争力強化のための考察と提案
- (B) 大企業の市場支配にたいする規定強化による中小企業の競争力確保についての考察と提案
- (C) 自家営業者とその企業への課税についての考察と提案
- (D) 自家営業者への信用供与にたいする考察と提案
- (E) 老年保障にたいする考察と提案

第3篇 中産層の状態と構造に関する新しい統計的調査及びその他の調査の可能性について

第4篇 結語

報告書第2部の「考察と提案」もまた内容的にみて、中間報告的な故もあって、西ドイツ国家が戦後から行なってきた各種の中小企業政策の方向確認ないし改善発展が主で、新しい政策の計画ないし構想はすくなく、新軌軸がある場合でもそれに多く「その作業はまだ未完である。」という付記を伴うのを常としている。しかし、その内容のなかには、すくなくとも、新たな視点を加えたこの調査による西ドイツ連邦政府の中小企業政策に、つぎ²⁴⁾のような問題が打

ちだされている。

- ① 第一に、産業構造観として西ドイツ政府は、つぎのような観点から国民経済の中産階級的構造を確認し、かつ是認してその中小企業政策全般の基礎としているようにみえる。——「中小企業数と、企業総数に占める中小企業の割合からみれば、連邦共和国の産業経済は中産階級的構造を示していることを確認することができる。大企業にのみ有利な小数の経済部門を除いて、生産、販売、サービスの全分野にわたって圧倒的多数の中小企業が活動している。だがもちろん比較的少数の大企業に労働者総数の非常に大きな部分が就業しているのであり、大企業は産業の販売高中のますます増大する大きな割合を占めているのである。このことは単に技術的發展に規定される最適経営規模化への傾向によってか、または大規模クラスの企業の隆盛によってのみ説明しうるものではない。この点で経済力集中の影響が認めうるかぎりでは、連邦政府はすでにキリスト教民主党＝キリスト教社会同盟・ドイツ党の議会フラクションの経済力集中に関する特別質問に対する回答（印刷物702号）においてそれに対する態度を明らかにし、調査のための措置をとった。」——
- ② 中産階層諸グループの状態に関する調査と結びつけて検討されなければならない一つの問題は、「今日もっぱら賃金と俸給にもとづいて行なわれている社会的諸負担の測定基準を、労働集約的企業に有利なように変更できるか、またいかにして変更できるか、という問題である。これは先に述べた経済力集中に関する特別質問の処理を契機にして、『賃銀支払にもとづく社会負担』の各省にまたがる調査機関が設置され、……これに関連して法律で定められている社会負担の測定基準変更の可能性の吟味が行なわれることになっており、その作業はまだ未完である。」と、問題は今後に残されている。
- ③ 合理化と近代化による中小企業の競争力強化のための諸計画は、政府の支持の下に、「ドイツ経済合理化監督局」によって推進されねばならないが、同局は、「合理化促進のセンターとして財界、労働組合の責任ある地

位にある人々や合理化専門機関や組織と緊密な協同の下に作業を進めなければならない。……中小企業経済全体のための以上の諸計画は、手工業の分野でとくに顕著にあらわれている。……ヨーロッパ経済統合の進展——それは手工業の大部分をより激しい競争にさらすことになるが——は、手工業がこれまで以上にその製品なりサービスを見本市や展覧会への参加を通じて外国市場に提供する状態に移行することを焦眉の急たらしめている。このような計画はこれまでは経営強化促進資金から臨時支出されていたが、そのためにいろいろ制約的な条件がつけられていた。したがって連邦政府はOEEC地域での見本市や展覧会への手工業が参加する上で、手工業がこのような催しに参加することを容易にすることを狙った新しい方向が打ち出せないかどうか検討中である。……それ故連邦政府は手工業から選抜した専門家を、ヨーロッパ諸外国での専門技術的な作業を論議する協議に参加させるよう財政的援助をあたえる可能性があるか否かを検討することにする。……以上を要約すれば、これまで中小企業経済の利益のための合理化と近代化措置が連邦政府によって促進されてきたことが確認された、とみてよいであろう。……そのさい連邦政府は、諸措置を中央から総括ないし調整することはもっと少なくして、その代りに中小企業が競争を成功裡におこなうよう補助金や刺激をあたえることによって中小企業が自らの手ですべての措置をとり、施設をもつよう助成するはずである。」と述べられている。それは、手工業にまでこの際、合理化・近代化の洗礼を与えることを推進するとともに、一面では、統制経済的ではなく、民主的形態が強調されている。

- ④ 中小企業の自由競争原理確保に関し、報告は、「カルテル監督局は、独占契約により契約当事者ないし第三者の経済活動の自由が不当に制限される場合には、その独占約款の無効を宣告できるとする政府原案（13条）に反対して、議会は干渉の可能性を非常に縮小した。……連邦政府は、もし一定の市場分野で競争が排除されるか、ないしは著しく侵害されるような市場構造の変化が明らかになった場合には、連邦議会に、市場を支配する

企業に対する規制強化を提案することを躊躇するものではない。」と、独占禁止法の原則を強く守る意向を掲げている。

- ⑤ 連邦政府は、その租税政策において、「課税を通じて競争条件が恣意的に変更されてはならないという経済政策の原則を追求してきた。……連邦政府もキリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟およびドイツ党共同提出の『経済力集中に関する特別質問』にたいする回答中の租税に関する部分で、この原則から出発した。……連邦政府はそれゆえに、中小企業の維持発展のため、いかなる措置により集中過程に影響をおよぼすことができるかに関する提案の作製を、各省参加による中産層問題に関する委員会に附託した。」と述べ、租税政策の重要性を強調した。
- ⑥ 金融政策については、「連邦政府はその中産層政策の目標の範囲内においてとくに戦争の結果と戦後の諸事情から、自力で経済成長過程への編入に成功しなかった中小企業に、金融的援助をあたえることによって経済的・技術的発展への連結を容易にすることに不断の努力を注いできた。利用しうる資金はさしあたりとくに経営の設立と充実に投入された。（通貨改革（1948年）以降1958年12月31日までに産業的中産層にあたえられた金融的援助に関する概観は次表がこれを示している）最近では金融上の諸措置は圧倒的部分が合理化投資と近代化投資の促進に及んでいる。……連邦政府は現在中小企業経済がとくに中小企業後継者（Nachwuchsförderung）、信用保証と自己資本装備状況の部面で一定の困難に逢着している事実を否認しない。連邦政府は以下によるように、このような困難は公共資金の投入によって効果的に除去され、それによって中小企業の生産能力と競争力を改善しうるかどうかを検討した。……中小企業の貸借対照表の多くが自己資本と他人資本との間の比率が健全なものでないということが再三指摘されている。従って連邦共和国でもアメリカの小企業投資法ないしベルリンの自己資本調達計画を模範として、中小企業の自己資本調達の前提条件をつくれということが提案されている。連邦政府はこの提案をくわしく検討してみた。その結果政府は次のような結論に達した。……すでに過去の諸年にお

いて中小企業を助ける一連の租税軽減措置によって、中小企業経済内部での自己資本形成が容易になった。……従って緊急な課題はいぜんとして(A)項で考察された中小企業の経営経済的訓練施設と経営コンサルタント制度に資金を投入することである。」と述べられている。それは、公共資金投入による従来の中小企業金融政策の方向継続再確認である。

以上のような、とびとびの抽出所説では、本報告書の特色を十分は握することはもとより困難であるが、つぎの問題点だけは大体の性格、特色としては握できるのではあるまいか。

- (a) 報告書の第2部の「考察と提案」は、なお、中間の結論的段階が多いが、報告みずから提案している、中間層としての中小企業の実態調査データ整備にともない、この以後逐次または第2次、第3次と統一的な方法で行なわれる実態調査にもとづき、西ドイツの中小企業政策がより一層、実際に即し、かつ、科学的に遂行される基礎がこの報告によって確立されたということができる。
- (b) 政策の原理を自由主義経済の公正自由経済競争においていることは、多くの政策の従前方式の再確認または将来展望のなかに明らかに認められる。また、政府はその独占禁止法を中小企業者のために強く守る意向をも表明している。しかし、奇蹟の復興からさらに経済先進国の有力な地位にまで成長した西ドイツ経済発展の支柱である大企業の活動評価にもなっており、西ドイツでは、大企業のための独占禁止法緩和の傾向も強くいわれている。しかも、有力経済先進国の地位は現在で完成しおわったのではなく、かえってその地位維持と発展のための国際経済競争が激化さえしている。このような情勢のもとで、独占禁止の原則強化を中小企業政策の一基本とするという西ドイツ連邦政府の方針は、今後の実態調査データによりいかに積極的に裏付けされて展開するであろうかは、一つの世界的な注目に値いするであろう。
- (c) もっともすぐれた高度成長経済の道を進んでいる西ドイツが、その中小企業政策のなかに、「合理化・近代化」を有力な政策の柱として推進しよ

うとしていることは当然である。しかも、それは、戦前の、とくにナチ政権時代のそれのように国家統制主義的悪夢をくり返さないように、たとえば「そのさい連邦政府は、諸措置を中央から総括ないし調整することはもっと少なくし、その代りに中小企業が競争を成功裡におこなうよう補助金や刺激をあたえることによって中小企業が自らの手ですべての措置をとり、施設をもつよう助成させるはずである。」というような民主的方式をとっている。

- (d) その実態調査が単なる中小企業合理化、近代化促進の目的にとどまらず、従業員のそれも含んだ賃金から所得と社会保障費負担にまで進んだのは、本調査報告の特色であった。しかし、この報告のかぎりでは、第1部の「実態調査」においても第2部の「考察と提案」においても、老令年金制度の負担関係と租税負担関係の分析にとどまり、それ以外の社会経済的中間層としての地位究明と問題分析が、まだ不十分の憾みがある。
- (e) ぼう大な数で、しかも戦後新たに秩序法で統一的規定を与えた手工業を含め、全体としての中小企業を維持振興しようとする基本的態度は確立された。そのための金融政策における公共資金投入の方式も、なお一層活ばつに継続させることが確認もされている。しかし、最大級にまで外資が蓄積され、対外平価の切り上げまで行なわれるほど資本が質的にも量的にも充実している西ドイツの高度成長発展の経済からすれば、この報告が、中小企業のために、公共資金の導入のみならず民間資金の動員計画、構想について、ほとんど触れていないのは理解に苦しむ点である。

西ドイツの「中間層としての中小企業の実態調査」報告にあらわれた結論（「考察と提案」）についての、このような若干の問題感は、調査報告が、西ドイツの中小企業政策についての、全く新しい方向樹立の基礎となるものであらうというわれわれの期待が、やや期待過ぎの希望的予想であることを意味するようにもみえる。この疑問は、さらに、本報告の最終結論のつぎ²⁴の「結語」（第2部第4編）の一端が一層その疑いを濃くしている。それとともに、発展過程の経済先進国における中小企業政策の動向と方向は、その国の経済が成長

的な過程にあればあるほどむしろ、なお一層複雑であることを感じさせる。すなわち、産業構造の近代化・高度化を時代的な要請にもとづいて長い歴史の堆積の小零細構造にむかって一挙に積極的に推進するか、または、経済発展のなかで問題激化が比較的の表面化されない時代的背景のなかで、経済が発展から停滞へとむかう場合において、問題的に激化するであろうところのこの中小企業問題への、あらかじめの政策樹立であるか、政策の両極間には複雑なニュアンスがある。

以上の報告を通じて明らかになったことは、産業的中産層と自由業者というものが、経済的に単一の、同じ形態をもったグループではなく、非常に異なった経済活動、各種の法的形態をもつ諸企業よりなっていることである。これらすべての階層に共通している点は、すぐれた社会的態度と社会的地位の面にみられる。連邦政府は右のような認識に立って、1957年10月27日の政府声明において、健全な中産階級の維持促進を国家政策の重要な目標とする旨宣言した。それに伴い経済政策と社会政策が重要な課題となる。……しかし報告依頼が継続的措置を要する長期計画——毎年新たに調整を要するもので、農業に関する「緑のプラン」（共同市場に関連する農業政策——訳注）に類似するもの——を求めていると解する限りでは、本報告からでてくる結論は、政府の中産層政策のこのような全体計画の提示だけでは何らうるところがないということである。連邦政府はとくに次のような意見をもっている。つまり、自家営業者に一定の所得を保証したり、ないしは一時的に何らか他の基準額に彼らの所得を引上げることが、中産層助成の目標ではありえないということである。もし自家営業者にたいし、彼ら自身が自分の衝動によってその独立性をリスクにさらそうとしているのに、そのリスクを除去し、その代りにその安定と安全性を国家により保証してやろうとすれば、それはまさにかの社会的価値を減殺することにならざるをえず、その目的のため連邦政府はこの住民グループの助成が望ましいと考えているのだということにもなりかねない。連邦共和国で約10分の9は中小経営の特徴的なメルクマールを示している。西ドイツ経済は10年以上にわたって不断の経済拡大をとげて

きたので、その企業の圧倒的部分は窮境に陥るようなことはありえない。この企業層を助成することは一般的な経済促進策をとると同じことに帰着するだろう。以上の理由で政府は、特殊目的の、期間を限った重点的措置が自家営業者の状態と特性にもっともマッチしたものだという見解をとっている。それにもかかわらず、生産条件および販売条件の差異により、大企業に比べて中小企業が困難な問題を抱えているという事実は残る。これについては、政府は競争制限により中小企業の蒙る不利益に関し法律を再検討する一方、中小企業助成の諸々の可能性を考慮し、その促進についてイニシアチブを発揮しなければならない。経済閣僚委員会はそれに相応しい提案作成の作業を促進する。「中間層問題に関する各省間委員会」は、1960年12月31日までに経済閣僚委員会にたいし、最終案を提出するよう委託されている。

- (1) 喜久村浩訳「ハイマン経済学説史 (History of Economic Doctrin, by Edward Heiman, Oxford University press. Newyork Inc.)」ページ207~220.
- (2) 武田隆夫編「経済大系」—「帝国主義論」上第八編第一章「ドイツ資本主義の後進性とその特質」(佐藤進) ページ50。
- (3) ①日本評論社「金融大辞典」第Ⅱ巻ページ911~912, 同第Ⅲ巻ページ1787. ②「日本金融史資料明治大正編」第5巻ページ524 ③「信用組合論」第11章「欧米諸国の信用組合」
- (4) 八木芳之助著「増訂農村産業組合の研究」ページ13。
- (5) 前掲「日本金融史資料明治大正編」第5巻ページ521~523, 「信用組合論」第54表。
- (6) 月刊「中小企業ジャーナル」(昭和41.4) ページ54¹清成忠男「手工業秩序法とその全面改正・西ドイツ編②」。
- (7) 前掲「ドイツ資本主義の後進性とその特質」ページ64第4表「プロイセンの規模別経営数」と、大野英二著「ドイツ資本主義論」ページ160第1表「ドイツ工業の大経営における労働者の集積」両統計より推算。
- (8) 「社会政策時報第175号」ページ231~233 大河内一男「独逸における家内工業問題」。
- (9) 前掲「社会政策時報」 ページ587~589 稲葉修三「ドイツ手工業者全国大会」。
- (10) 前掲「手工業秩序法とその全面改正・西ドイツ編②」 ページ54。

- (11) 国立国会図書館立法考査局編訳「外国における中小企業関係法」ページ54～55。
- (12) 同右 ページ89～90。
- (13) 末松玄六編「海外の中小企業」(中小企業叢書Ⅲ増補) ページ259～260。
- (14) 国民金融公庫「調査月報」1966.10 ページ42～46 清成忠男「西ドイツの中小企業政策」
- (15) 同右 表12 (1961年以降はザーランドと西ベルリンを含む。出所…E. Inchtfeldt, Strukturwandlungen im Handwerk) の計数から推計。
- (16) 前掲「調査月報」ページ42～46「西ドイツの中小企業政策」。
- (17) 同上 ページ45～49。
- (18) 中小企業金融公庫「調査時報」第2巻第10号 ページ19 河勝重美「西独における中小企業金融機構とその運営」第17表。
- (19) 同上 ページ4～6。
- (20) 大蔵省官房調査課「調査月報」第42巻第9号 ページ76「西欧諸国の産業生産性向上運動」。
- (21) 中小企業金融公庫「調査時報」第4巻第2号 ページ71「西ドイツの中産層の状況に関する連邦政府の報告—1960.7.13ボン—連邦経済省II Mwi—2806/60」(訳)。
- (22) 同上 ページ71～97 抜すい。
- (23) 同上 ページ97～107 抜すい。
- (24) 同上 ページ107～108。

II フランスにおける中小企業政策の発展と現在の問題

(1) フランスにおける、中小企業政策発展の特異な地盤環境

1人当たり国民所得が世界で第12位(1958年)のフランスは、古い大国の歴史とともに、現在でも経済先進国の一であることは誰れも疑わないが、国民経済の発展度を示す一つの指標とされる産業構成で、第1次産業の国民所得ウェイトが後進的に7.4%(1966年⁽¹⁾)と米、英、独に比べ相当高く、製造業の規模構成でも相当に小零細の企業を抱えている。すなわち、1958年の統計によれば、「従業員のない業主単身経営のもの」が264,693と全事業主数の47.1%、

これを含んだ「従業員5人以下の企業」の総事業所中の割合は85.8%、このほかに「原則として従業員5人以下」と定められている手工業875,278を加えた「従業員5人以下」の零細企業は全事業所の概略90.4%に達している。フランスにおけるこのような小規模的産業構造の原因は、歴史的にもこの国が、近代経済国家になった時期において、新経済原理の自由主義経済に急速な適応を示すことに遅滞したことによるとみられている。資本主義経済と呼ばれる新経済方式に適合することが困難な、ぼろ大な農村経済の存在や、その農村経済になお大きい地盤を見出ししている商工業の資本主義化遅滞は、保護経済政策とあいまって、自由競争のなかでの、産業構造の資本主義化を遅らせたことは、経済史により相当多く証明されている。フランス産業構造の中小企業性について、つぎ⁽²⁾のような指摘は、簡潔にこの間の歴史的な原因を明らかにしている一例であろう。

フランスの経済的停滞は、19世紀の初頭に工業化 industrialization がイギリスに先んじられたとき、明らかとなった。それは、後進国ドイツが、1850年後の決定的な20年間に工業国の前面に躍り出したとき、関心をひきはじめた。この時代までにフランスでも、工業化が行なわれつつあったけれども、発展率は、これら他の諸国の率に後れをとった。これが問題の本質であった。古い、文化的に進んだ、そして政治的に有力な国が、その隣国および競争国と同じ早さで、しかも十分に工業化することに失敗した、ということがそれである。……いかなる原因が、フランスの産業の発展をかくの如く制約したのであるか。大革命は資本家的経済形態の普及にたいして、あらゆる社会的諸前提をつくり上げた。それにもかかわらず、枢軸の産業部門におけるかかる畸形は、いったい、どうしたわけであろうか。……即ち、歴大な農民層の存続、大部分小経営で働き、これに相応してサンジカリスト的・小市民的特徴をもつ労働者階級の存在、国内では産業上の価値を発揮しえないところの、資本にたいする国外流出への強制、これに相応する帝国主義の機構——すべてこれらのはなはだ重要な事実。……ランデスによると、フランスの平均的な企業家は、第一に、自分自身のために、あるいはせいぜいひとに

ぎりの共同出資者のために働く小企業家であり、第二に、新規と未知を極度にきらう、基本的に保守的な人間であり、そして第三に、自立自足をこととする（いわゆる「自己金融」がその典型的事実）企業家であった。確実な市場の確保→高関税、輸入禁止といった保護政策の要請となってあらわれる。

しかし、1850年をフランスの資本主義化の始った起点としてみれば、現在まで実に1世紀と20年の歴史を経ているが、この国は依然、世界の経済先進国の地位を占めつづけている。したがってそこには、現在までも引き続けている産業構造の中小規模企業過多が他面において経済発展に役立っているか、あるいは、すくなくとも種々に生起する中小企業、小零細過多企業に対する政策が成功的に遂行されてきている、なによりの証拠であるのではないかという問題の提起となる。労働集約的な中小企業経済活動が、後進経済国家の経済政策上の有力な武器であったことは、フランスにおいてもある程度事実であるが、フランスにおいては、日本が長い間そうであったような、労働集約的な中小企業を国の経済発展の武器の一つとしたという顕著な徴候は認められない。むしろ、国境を互いに陸続きで接し、あるいはドバー海峡をはさんでの古くからのイギリスとの接触により、ヨーロッパ諸国市場との頻繁、密接な交易から、中小企業もまた相当の資本集約度を増大させながらフランス経済発展の一翼をになっていたと見られる。国民性的にすぐれた技術の優秀さが、中小企業近代化のいま一つの発展方向をフランスにもたらしたのもみのがすことができない。一方、いかにしても避けられない、大企業の優秀な、ついには独占、寡占的支配力にもよる企業競争の圧迫から生ずる種々の中小企業問題についての国家の政策においては、フランスで特別にすぐれた、強力な対策、施策がけっして多くみいだされない。しかし、中小企業者がその問題について、民主主義、あるいは民衆主義ということがより適当であるような打開、解決要請を国家に対して「発散」させる一つの政治的環境がこの国においてすぐれて存在していたことは明らかである。この種の中小企業者の、民主的または民衆的是正、改善要請が、結果的には「発散」に帰してのように、これに対する国家の対策、施策は決定的に実効あるものでなかった場合が多かったにしても、国家が常にこの

ような中小企業者の民衆的な要請に対して敏感であるという環境が強かった。したがって、フランスの中小企業者、小零細企業者は、資本主義経済のもとの、みずからおかれている構造的地位を純経済的に改善、改革する努力と計画を行なうよりは、当面の中小企業政策を政治的な改善、打開要請運動に走らせたという点で、結果的には、フランス産業経済の構造を、中小規模的なままにする傾向を続けさせたことになる。しかし、その問題はあるにしてもこのことは、フランスの中小企業が、過多過小の姿でもその国の経済を発展させ、経済先進国の地位を維持させたそのバイタリティーの有力な一つの原因となったことも明かである。

(2) フランスにおける、中小企業権益擁護運動の系譜

フランスの中小企業政策に特有ともなっている、中小企業者の権益擁護運動は、この国が近代経済国家になって以来、各種の政体時期を通じて一貫して存在し、政府は常に中小企業者を一つの政治的発言力をもつ階層としてその政策を進めてきた。しかし、フランスにおいても、中小企業者というものが、独自の固有の社会階層となる性格をもっているものであるかどうかの問題は疑問がある点もあって、その政治力結集においては、つぎのようないくつかの大きな歴史の足取りからみて、しだいに後退にむかっているように見える。

(i) パリ・コンミュンとフランスの中小企業

1848年に「共産党宣言」は、パリコンミュンの旗のもとに、フランスの中小企業者が労働階級と手を結んで社会的、経済的地位の解放のために立ち上がったことをつぎ⁽³⁾のように述べた。

而もなお、これこそは、労働階級が社会的^{イニシアティブ}創意を有ち得る唯一の階級であることが、ただ富裕な資本家のみを除いて、パリの中産階級(1)の大部分——商店主・職人・商人(2)——によってさえ公然と認められた最初の××であったのだ。コンミュンは、中産階級(3)自身の中に絶えず起るあの紛争の原因——即ち債務者・債権者の勘定の賢明な解決によって、彼等を救った。中産階級のこの同一の部分は、1846年6月の労働者反乱を鎮定するのを援助した後、当時の立憲議会によって、直ちに仮籍なくその債権者の犠

牲にされてしまったのだった。……帝政は、それが公共の富に与えた荒廃によってそれが育成した大規模な財政的詐欺によって、それが人為的に促進された資本集中に対して与えた支持と、それに伴う彼等（中産階級の大部分）自身の仲間の収奪によって経済的に彼等を破滅せしめた。……実際、高貴なボナパルト的・資本家的放恣者のパリ退去後は、真実の中産階級的秩序党はユニオン・レピュブリケーヌ『共和同盟』(8)の形となって現われ、コンミューンの旗の下に隊伍を組み、ティエールの故意の誤解に対してコンミューンを防衛したのである。この中産階級の大部隊の感激の念が現在の酷しい試練に耐えるであろうか何うかということ、時がこれを示すに違いない。4月の始め、パリとヴェルサイユとの間に二つの『調停派』団が形成された。この団の第一の「国民同盟」(L'Union Nationale I Union Nationale des chambres Syndicales) は、殆んど専ら、パリの商工業者の代表者から成っていた。

この、いわゆる中産階級の大部隊に入りこんでいた商工業者とは、おおよそつき⁽⁴⁾のとおりであった。

- a そのうちモンタニヤール (Montanier) は、右はダントン派から左はロベスピエール派を含む党派であって、そのロベスピエール派は、ルソーの影響の下に、自由な生産と交換を可能ならしめる小生産者の社会を理想とし、大商工業者、大地主の支配にあくまで反抗し、革命の岐路にあってつねに民衆すなわち小商工業者、小農の立場を擁護した。そのモンタニヤールの支柱にあたるサンキュロットは、小商店主・小親方・小農民・職人を包括して意味した。
- b そのうち、ジャコバン (Jacobins) は、1892年、王権停止と間接普通選挙を獲得した王宮進撃の先頭に立った党で、プチブル、小農などのいわゆる、「小生産者」の自由な生産と交換が実現される社会を理想とするもので、急進的ではあるが、所有権を否定することはできなかった。……プロレタリアート進出にともなって相対的に後退を示し、1880年以後はプチ・ブル政党としての急進社会党にその名残りをとどめたにすぎない。
- c 第3のサン・キュロット (Sans-Culottes) は、最下層の人民大衆から小

ブルジョアジーにもわたる種々な社会層をふくんでいる。そこで、さしあたりパリのサン・キュロットがいかなる社会階層からなっていたかを、革命委員会の構成をとおしてみていくこととしよう。……委員の大部分は、手工業者と商店に属している。454名のうち290名がそれで、革命委員会のスタッフのうち63.8%にあたる。このうち、84名の委員(18.5%)は中・小商業に属するものとして、206名(45.3%)は手工業に属するものと考えることができる。つまり本質的には中・小商品生産者とみなしていいわけである。これらの手工業者のうち、靴工が最大のグループをなしている。……サン・キュロットは、商業資本の支柱として役立っていた諸機関を激しく非難した。そうして取引所の閉鎖と株式会社の廃止とを要求した。

これらの商工業者を、労働者階級と連結する「中間階級」の名で結集したパリ・コンミューンが短命にして崩壊したのは間も無くであった。共和制ないし暫定君主制下の新生フランスの近代経済国家樹立の願望は、資本的企業を中心として、前時代的遺制を蔵するこれら中小商業、手工業の反抗を制圧してもその資本主義的経済体制を実現しなければならなかった。フランスの栄光を、その経済的発展の方法によるよりも戦争手段による方が早道としたとみえるナポレオン・ボナパルト政府のもとにおいても、実は、フランスの資本主義的経済発展が常に念頭におかれた政策であった。しかし、イギリスにおけるチャーティスト運動(1838~1842年)が尻すぼみに終り、運動に参加した中小企業者の層がきわめて薄かったのにくらべ、また、後の1865年に日本が近代経済国家になった際の明治維新革命前後に、農民の特殊な一揆騒動を除いてはほとんど中小企業者の参加が無かったのにくらべて、フランスにおいては、このコンミューン活動に相当部厚い層の中小企業者の参加があったことは特異ともみられる現象であった。

(ii) ブーランジェー事件と、フランスの中小企業

フランスはその後、経済発展を資本主義の軌道に乗りつつ進み、植民地獲得の政策にまで進展した。しかし、19世紀末にフランス経済は深刻な不況に見舞

われ(1882~86年), 外部には新興国アメリカの隆昌と, さらに競争国ドイツの躍進による圧迫(1887年の独墺伊3国同盟更新, 独露再保障条約等)があり, フランス経済の危機感と国威後退感が深刻となった。たまたま将軍ブーランジェ(Georges Ernest Jean Maire Boulanger 1837~91)は, この危機が政府, 資本家, 労働組合, 政党ともに無力無能の状態のためであるとして, 積極政策論の代表となった。その煽動的, 野心的態度から陸軍大臣の要職をも罷免されたが, かれは下野後, 急進派, 保守派の両極にわたる急進的改革論者の支持を受けて一時, 地方選挙で勝利を博し, 当時経済不況の波をかぶって現状不満であった中小企業階層からも相当の支持をえた。1889年1月には国会議員にも選出され, 一種のクーデターを行なったが失敗し, 4月には国外亡命, さらに9月の総選挙には大敗という結末に終わったが, それは, 不況の一応の終了による経済危機感から脱したことによるほかに, 隣国ドイツをはじめ各列強国における労働運動の激化と, 一方, 各植民地問題の激化, さらに各帝国主義競争の激化による, 挙国一致的気運の高まりの結果でもあった。したがってまた, 資本主義的矛盾は最も露骨に内攻しながら, フランスもそのまま20世紀初頭の第1次世界大戦に突入した。ブーランジェ事件により一時激化した中小企業問題も, 中小企業者の民衆主義的政治要求運動に表面化することなく終わった。第1次世界大戦終了後, 当分の間, 戦勝国フランスさえもその痛手の回復に全力を尽さなければならなかった。しかし, 戦後経済復興が緒についた1917年早々にフランスはまず, 「中小商業及び中小工業の金融組織を目的とする法律」を制定して, 中小企業問題の中心ともいべき金融政策の近代化に本格的に取り組もうとした。ついで1923年には「手工業の協同組合及び協同組合連合会並びに小手工業者に対する金融の組織に関する法律」, さらに, 1925年の「手工業法」制定により, この国の中小企業問題の中心ともいべきフランス手工業についての, 保護と規制にのりだした。このフランス「手工業法」の経緯, 概略については別項により観察することにするが, とにかくこの段階においては, 第1次大戦後の世界列強国に共通の経済政策基調がとられ, フランスにおいても, 資本主義初期の民衆主義的政治要請運動の余地はしだいに影をひそめ, しだい

に国策指導型の色彩があらわれた。しかし、民衆主義のフランスでは、なおその伝統が残った。

(iii) プジャード党と、フランスの中小企業

19世紀後半にかけて社会的、経済的危機を深めたフランスも、20世紀初頭には、せまりくる危機に対してかえって挙国一致的態勢を強めて1914年の第1次大戦に突入した。戦後、経済復興と、新たな国際経済のなかで緊張しつづけたフランス経済は、その姿勢で約20年を経過して第2次大戦にふたたび突入した。その緊張した姿勢は、大企業を主体とした基幹産業中心の経済国際競争と、管理通貨制度を中心とする新金融統制経済的体制であって、中小企業問題はその間、深く内攻しながらも表面化の余地を見いだすことはすくなくなかった。しかし、第2次大戦後の民主化の風潮にのり、ついにフランスの民衆主義が中小企業者のなかからつぎ⁽⁵⁾のようにあらわれた。

南部フランスのクエート県の一村で書店を営み町会議員であった彼が、中小商店主、手工業者のための反税運動をおこし、南部フランスに拡がって議会の圧力団体となり、いくつかの政府の譲歩を得た人気から1955年中ごろから「商人・手工業者防衛同盟 (UDCA) の名の政党となり、単純な反民主主義のスローガンであったが、右翼政治基調にのって1956年総選挙で一挙52議席、有権者の10%にあたる250万票を得た。その支持者は営業不振な小商工業者が主であり、北アフリカ強硬政策主張等で右派的分子の支持も得、党の組織もプジャード党主独裁として一種のファシズム方式をとったが、院内生活（院内団体名は「フランス友愛同盟」U.F.F）はふるわず、1957年補欠選挙では党主が落選、翌1958年11月の総選挙ではドゴール派の圧倒的勝利のかけに姿を没する方向に向かった。1956年選挙当時は全フランス中小商業者・手工業者120万中、約三分の二を会員とし、議会16党中第5位を占めたこの党が、議会活動ではほとんどなすことなく短命に終わったのは、無政策が根本原因であるが、乱闘事件等党としての人気を落すこともあったことも影響した。

田舎の一小書店主プジャード (Pierre Poujade) の中小商工業者権益擁護運

動は、つぎ⁽⁶⁾のように、一つの「煽動政治家」としての低い評価を受けて短命に終わった。

さらに、小売商人がなかんずくそうである小ブルジョワ的所有者の政治的傲慢がそれに加わる。ブーランジェ（前世紀末にクーデターを試みた將軍）からプジャードまで、小売商人を無関心なままにしておいた煽動政治家は一人もない。……小売商人は、しっかりと根をおろしており、その進化は緩漫なものでしかないであろう。

また、あるアメリカの学者からは、それは、イタリアのファシズム、ドイツのナチズムと中小企業者との関係と同位におかれ、一つの国際的な現象であったとも評価された。（The American Small Businessman by J. H. Bunzel）

しかし、フランスにおける、当時、16にも及ぶ（第1党の共産党以下、進歩党、社会党、マンディス派急進社会党、抵抗派民主同盟（UDSK）、UDSK別派、社会共産党、フォール派急進社会党、海外独立党、共和連合、人民共和派、社会共和派、無所属、その他）小党分立主義は、中小企業者の権益擁護政治運動に、たえざる組織地盤を提供していた。

(iv) 成功のフランス計画経済と、中小企業

1948年から始められたフランス計画経済は、第2次4カ年計画から第3次4カ年計画へ進展するにつれて、苦闘からようやくこの国に実力的地位への曙光を与えるにいたった。これはまた、産業構造、企業形態の近代化、高度化の政策推進のもとで中小企業を、手工業を含み、大きく整理統合への道にむかわせた。それは中小企業に近代化への生みの苦しみを与えたものではあったが、フランスが実力的に経済先進国の地位を占めるためには絶対必要な経済として受け入れられた。それは実証的な統計数字をあげるまでもなく、外部からのつぎ⁽⁷⁾のような評価の一端がよくその成績の真実なことを示しているであろう。

60年以來のフランス経済の目覚ましい発展とともに、同国の経済計画はイギリス、イタリア等の諸外国でも再び注目されるようになった。戦後フランスは三つの4カ年計画を実施した。この間におけるフランスの経済成長率はイギリスの2倍であった。この二つの現象の因果関係については種々議論が

あろうが、私はフランスの4カ年計画が同国の経済拡大に何らかの寄与をしていると思う。もしそうであるならば、われわれはフランスのこのアイデアと方法をイギリスで採り入れることができるかどうかの問題を当然提起してよい、とイギリスの国民経済社会研究所のDowは述べているが……。

しかし、イギリスのDowによって代表されるこのような国際的に高い評価の反面、つぎ⁽⁸⁾のような問題をも含んでいた。

しかしそれはなお多くの問題点を残している。ここでは、第四次計画作成に当って、各方面からこれに対して加えられた批判を通じて、明らかにされたフラン経済計画の主要問題点について述べよう。……それは、計画決定方法民主化の問題、計画に一そうの強制力を与える問題および計画と共同市場との調整の問題の3点である。①第1の問題すなわち、計画決定を民主化すべきであるという批判は主として左翼諸政党、労組および学者によっておこなわれている。しかし問題は近代化委員会および作業部会の構成である。第4次計画について見るとこれに占める経営者の比率41%が、官吏、専門家、学者、自由職業者のそれが47%であるに対し、労働代表の比率は9%に過ぎず委員長または主要報告者のポストで労働代表によって占められているものは全くない。また一部経営者は、職業上の秘密を理由に労働代表と委員会において討議することをしばしば拒否している。François Perrouxもフランスの計画はしばしば大企業および大規模金融機関の影響の下に作成、実施されていると述べている。新計画は数年間における国民生活に大きな影響を与えるものであるにかかわらず、その基本的方針の決定に議会はあずからない。決定された計画中少くとも第三次計画および第四次計画は一議会に提出されたが、しかし第三次計画が議会に提出されたのは計画第四年目であった。

この問題は、フランスに奇蹟の経済発展をもたらした計画経済体制が、実はエリートの専門家支配、すなわち一種のテクノクラシーであり、必然に労働者階級その他の低辺国民大衆を疎外し、フランス伝統の民衆主義を否定する点にあった。しかし、この批判のなかに発見される、より重大な一つの問題は、委員会のメンバーとして構成比で僅小にとどまる労働者階級のそれにも及ばず、

中小企業者、手工業者等の底辺規模企業層はその代表を認められていないという点であった。すなわち、かつて資本主義の初期に労働者階級と手を組んで封建制に挑戦した中小企業者は、その後の資本主義発展期においては、単独に、散発的に権益擁護運動を示しただけで、資本主義体制のもとでは独自の「階級」的基盤のないまま、ついに現段階にいたっては、国家経済計画への参加すら否定されるにいたったのであろうかという点である。たしかにその後のフランスにおける資本主義の発展から躍進にともない、企業の集中が増大して資本家と労働者の2大階級はますます巨大化と明確化を示し、中小企業の階級的独自性は稀薄になった。しかし、フランスにおける民衆主義は、なお根絶されていないようである。その階級的基盤および運動の組織規模は明かでないが、新聞国際報道の記事は、近時においてもフランスで中小企業者のストライキ抗議が再度にわたりあったことを報じ、その1記事をみればつぎ⁽⁹⁾のとおりであった。

商店が一日スト フランス全土で

フランスの中小企業経営者は16日、重税、医療負担の増加、利益減少、スーパーマーケットの進出などに反対するというスローガンを掲げて全国的な一日ストにはいった。ストに突入したのはレストラン、カフェ、魚屋、洗たく屋、ガソリンスタンドなど。パリ市内では大半のレストラン、カフェが店を閉めているが、ドラッグストアやデパートは営業しており、いまのところ市民の日常生活にはたいした支障はきたしていない。(朝日新聞パリ支局16日発)

「階級的基盤」の意味の問題を別とし、また、「ストライキ」といっても、みずからの企業所得を台無しにする点で労働者のそれと根本的に相違する問題を別とすれば、フランスの中小企業者にはなおまだ「民衆主義」運動の伝統が、他の国ではみられないように残っている。

(3) フランスの手工業に対する政策

フランスの現行「手工業法」は1952年の制定で1953年のアメリカ小企業法と西ドイツの手工業秩序法、および1956年のイタリア手工業法よりわずかながら

ではあるが先んじている。またそれは、正式の法律名が「手工業に関する法文を法典化する政令」とあるように、第1次大戦以来の種々の、手工業に対するこの国の施策立法をつぎ^⑧のように集大成したものである。

- ① 1917・3・17 中小商業及び中小工業の金融組織を目的とする法律
- ② 1923・12・27 手工業の協同組合及び協同組合連合会並びに小手工業者に対する金融の組織に関する法律
- ③ 1925・7・26 手工業法（手工業に関する従来の各種法令の抜萃収集）
- ④ 1929・7・24 1917年金融組織法の改正
- ⑤ 1931・3・17 小手工業者に農業信用金庫の長期貸付の利益を許容する法律
- ⑥ 1934・3・27 手工業者の登録のための特別登録簿を制定する法律
- ⑦ 1935・8・8 失業手工業者救済を組織する委任命令
- ⑧ 1937・3・10 手工業における見習の制度に関する法律

すなわち、資本主義経済方式がイギリスの産業革命を契機としてヨーロッパにも入ってくる近代経済国家発足以前に、ヨーロッパ諸国でそれぞれ各国語で呼ばれた手工業が発達し、フランスにおけるそれはアーティサン（Artisanant）であった。当時からすでにヨーロッパの大国であったフランスは、その豊饒な農村経済の地盤に加え、一面、保守主義的な国民性も加わった、ほう大なアーティサンは、都市と農村のいずれをも地盤として資本主義近代経済国家に移行したなかにも、大部分そのまま存続した。

このようにして、近代経済国家になってもほう大に存続しつづけ、一方その後の資本主義化が遅かったフランスでは、手工業は近代経済国家としてのフランス経済の底辺部構造にすっかりと根をおろしたのであり、近代経済国家としてのフランスは、他国よりも早く手工業者の近代国家的規制をはからなければならなかった。しかし、おおよそつぎ^⑨のような事情でそれは、第1次大戦後の20世紀初頭にまで着手されなかった。

フランスの大ブルジョア階級は、手工業者の社会的二重性を利用して、手工業者は所有者であるから、その利害、その中間階級としての未来は自分達

と結ばれていると、かれらにたえず信じこませようとしながら、生産手段に対する手工業者の関係、社会的労働組織におけるその役割を、法律で定めるようなことはしなかった。しかし、遅れた経済構造と不活発な保守的な産業界において、緩慢な集中と発展を遂げつつあったフランス独占資本は、第1次大戦の戦勝とインフレの刺激による一時的な好況に乗って、急速な集中を完成しようとした。ところがこの工業集中の動きは、サンジカリスト的市民としての中間階級たる手工業者にかれら自身の経営の独立に脅威を与え、危険さえ感じさせ、自らを守る必要を悟らしめ、その結果、1923年6月30日の手工業者の税法、1923年12月27日の手工業金庫に関する法令、1925年7月26日の法令となって現われ、政府をして保護措置を設けさせたのであろう。

しかし、それらの立法は、金融、租税、あるいは登録といった個別的面に関する単独立法で、手工業を社会経済の一つの固有層とみての一体的総合の保護および規制を加える立法ではなく、その総合化は、第2次大戦後の1953年法まで延ばされた。その内容は、同時ごろにできた西ドイツの手工業秩序法にくらべては、つぎの⁴⁾諸点で国家保護色が強いものであった。

- ① 手工業の全国中央機関である「手工業会議所」に対し、「その経費に充当するため、租税法第1603条、第1604条及び第1934条の規定により、賦課徴収する財源を供給される。」(法第25条)という特典が与えられた。
- ② 法第5章「手工業者金融」(第53条—第72条)は、手工業者およびその協同組合の設備または運転資金として、国家予算法に定める政府歳出並びに「フランス手工業助成基金」と称せられる国庫特別資金が融資されることを定めた。それは、1917年3月13日法と1954年6月11日政令「手工業者に対する貸付」によって設立運営している庶民銀行を第1線貸付機関とし、同連合会を中継機関と定められた。また、手工業協同組合、同連合会への貸付については別に協同組合中央金庫から中期及び長期の資金が供給されることも定められた。
- ③ 法第6章「入札及び契約」(第73条—第75条)は、国、県、市町村、公立慈善団体及びその施設または慈善を目的とする公益団体に対する納入契

約の場合、手工業者については一定額以下にかぎり保証金提供が免除される。また、入札あるいは随意契約の場合でも、総額の四分の一限度を個人手工業者およびその協同組合に優先留保する（「芸術家及び芸術手工業者」によって行なわれる芸術的仕事に関しては、二分の一限度——1955・5・20法）ことが定められた。

- ④ 法第7章「失業手工業者の救済」（第76条）は、手工業会議所が、手工業者で、その生活の手段としていた仕事を全く失なった者に手当を支給するために救済基金を設置し、管理することができることを定めた。

それから3年後の1955年5月20日の政令で、つぎ⁽¹³⁾のような改正が手工業法に加えられた。

第1条第3項の「手工業」の従業員数規模について、原則として5人以下というのに例外を設け、「この人数の例外については、各職業または若干の職業でその仕事が手工業の形態で行なわれ、その業態が適当であるとされているもの限り、政令をもってこの例外を規定するものとする。」とされた。すなわち例外範囲の拡大を具体的にしようとし、「従業員5人以下の手工業」は工業省（Ministère De L' Industrie）の所管、6人超の場合は中小企業総連合（Confederation Générale des Petites et Moyennes Entreprises）でとりあげることになった。

これらの改正こそは、やがてフランスが着手した第1次5カ年経済計画（1947～1953年）、第2次4カ年計画（1945～1957年）からついで第3次4カ年計画（1958～1961年）にかけての計画経済に手工業をも適合させるに必要なものであった。これら第3次までの経済計画は、戦前から伝統的なようであったフランス経済の発展停滞を発展躍進へと舵を変えさせたが、それはまたつぎ⁽¹⁴⁾の諸論のように、この国の産業構造、企業形態の近代的高度化の方向に促進させる必要願望論とも一致する方向であった。

- ① フランスは計画経済が要求する規律をも受け入れず、さりとて自由競争の至上命令を受け入れることを渋っている。関税、助成金、為替管理、公定価格など、ありとあらゆる保護措置が古代的な生産構造を結晶させ、経

済の拡大を妨げているのだ。フランス産業界には技術革命とは全く無縁の世代に属する無数の企業が併存している。フランスの工業化と集中は他国に遅れ、生産のテンポもしたがってまた遅い。(マンデス・フランス派のシモン・ノラ氏)

- ② なすべきことが山積みしているのに停滞を続けているのは悲しむべきパラドックスだ。目下の中たるみが、もし非生産的企業の整理に役立つのではないとしたら、その弁護のしようがない。(マンデス・フランス氏)

すなわち、このようなフランス経済の新しい近代化態勢を背景に、手工業は「オーグによると、手工業経営の総数は、1958年で80万（使用人5人までのものを含めて）であり、1949年～1959年の10年間に30万の手工業経営が消滅したとしている。」⁽¹⁵⁾といわれる整理淘汰を遂行したが、手工業法はさらに手工業の近代化方向を促進させるためつぎ⁽¹⁶⁾のように1962年3月1日の一部改正が行なわれた。

職業の自由を尊重するため、手工業を営むのに原則として資格試験を必要としないこと。

技術的熟練と職業的昇進を奨励するため、その技術能力を認められた企業の主人に、手工業者及び熟練手工業者の称号を専用させること。

ヨーロッパ諸国の手工業のうちでも歴史があり、その国の産業構造でもなお無視できない地位を占めるフランス手工業は、最近にいたりようやく近代化への扉を開きかけている。それはあたかも、隣国西ドイツの手工業がその手工業秩序法の改正で同じく近代化の方向を探ぐっているのと競争するかのようにもみえる。その競争の結果は、もとより第1義的には両国それぞれの手工業についての観念と存立基盤の改善志向度にかかっているであろうが、また、両国がともに参加しているヨーロッパ経済共同市場の中小企業政策に対する適合度いかにもかかるものと思われる。「中小企業開発機構——国際便覧」(Small industry development organization—A Worldwide Directory)にある、フランス中小企業政策機構は、おおよそつぎ⁽¹⁷⁾のとおりである。

- 1 1948年設立し、1954年に現組織に改組した国家生産性委員会 (Comité

National de la Productivite CNP) は、①フランス生産性協会 (Association Française pour l'Accroissement de la Productivite AFAP 1950) ②生産性全体委員会 (Commissariat Général à la Productivité CGP 1953), ③生産性調査推進本部 (Centre d'Etudes et du Mesures de Productivité) とともに、全産業の生産性向上の推進、指導機関となっている。

2 中小企業総連盟 (Confédération Générale des Petites et Moyennes Entreprises 1945) が、中小工業組合、中小商業組合および国家委員会 (National Inter Professional Council), 職業相互保証組合 (Sociétés Professionnelles de Caution Mutuelle) を傘下とし、国家公共契約金庫 (Caisse Nationale des Marchés de La Etat) の資金を背景として相互保証基金金融を行なっている。また、中小企業技術向上推進センター (Centre d'Orientation et Moyennes Entreprises) の役割りをも果している。

3 通商産業省手工業局 (Service de La Artisan, Secretariat d'Etat à l'Industrie et au Commerce) が手工業会議所 (Chambres de Metiers) とともに、手工業政策の中心となっている。パリ大学には、パリ大学比較法学会の国際手工業センター (Centre de l'Institut d' Droit Comparé de Com- versité de Paris) がある。

これらの諸機構の方向は現在、古くからのものも新しいものもすべて、生産性向上を中心とする近代化を第一にしているようにみえる。さらにフランスでは最近、これまでの下請形態の中小企業の近代化にも大きな関心を示しはじめている。フランス中小企業問題の根底に深く存在する、①資本主義の発展を妨げるほう大な農民層の存在 ②基本的に保守的な企業家 ③サンジカリスト的・小市民的特徴をもつ労働者階級の存在などのブレーキを克服して、いかに中小企業近代化を遂行できるかは、相当な難事業であると思われる。フランスについてとくに指摘される、——革新的な「若い農民」は存在するが、同じ精神に鼓舞された「若い肉屋」や「若い食料品屋」をさがしてもむだだろう⁴⁹。——という問題は、多くの政策機構のいっせいの努力にもかかわらず、フランス中小企業近代化政策方向に対して決定的なブレーキになるであろう。その鼓

舞される「革新的方向」が、テクノクラシーへの危険は含みつつも、先進経済国の現在における国際経済競争共通の課題である「近代化」の方向に定着し、フランス経済の固有な小零細的産業構造改善に導くことができるとすれば、それは、近代化諸政策の最大の成功であろう。しかし、もし、その「革新的方向」が依然としてつぎのようなフランス特有の民衆主義への回帰となるならば、それは、近代化政策の反動的な停滞の一つとなるであろう。

主として中小企業者に現われる保守性が、資本主義下におけるその衰退に対して自己保存的執着要求が強く、また、かれらが企業家というよりは半労働者的な生産者である関係からその労働者と連合してサンジカリスト的・小市民的反資本主義、反大企業独占運動を行なおうとする。

- (1) 日本銀行「国際比較統計」。
- (2) 吉田静一著「市民革命と資本主義」ページ114。
- (3) 木下半治訳「マルクス著 フランスにおける内乱」(岩波文庫) ページ102~104。
- (4) ①前掲「市民革命と資本主義」ページ237 300~305 ② 平凡社「政治学辞典」ページ1409。
- (5) ①平凡社「世界大百科辞典」ページ250~457 ②自由国民社「現代用語の基礎知識」(1966) ページ102~104。
- (6) R・フォーセル「資本主義の将来」(Robert Fossaert, L'Avenir du Capitalisme Editions du seuil 27, rue Jacobe, Paris VIE 1961) 河野健二・服部春彦訳 ページ212。
- (7) 日本産業構造研究所「調査月報」1962・5・10 ページ7「フランスの経済計画の現状と問題点——計画の特徴と機構および実施方法より見たる——」。
- (8) 同上 ページ12~13。
- (9) 朝日新聞44.10.17。
- (10) 国立国会図書館立法考査局訳編「外国の中小企業関係法」ページ133~134「手工業政令雑則」。
- (11) 前掲「フランス中小工業問題論」ページ7。
- (12) 前掲国立国会図書館「外国の中小企業関係法」ページ120以下全文抜すい。
- (13) 同上 ページ113。
- (14) 前掲「フランス中小工業問題論」ページ13。

- (15) 同上 ページ27。
- (16) 前掲国立国会図書館「外国の中小企業関係法」 ページ141「フランスの手工業法
あとがき」
- (17) Small Industry Development Organization—A Worldwide Directory p. 42
～p. 46.
- (18) 前掲「フォーセル資本主義の将来」 ページ213～214。